

**企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等
の公表に伴う他の会計基準等の改正案に対するコメント**

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 21 年 12 月 4 日に企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」が公表されたことに伴い、これまで公表した企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告について、所要の改正を行うための審議を重ねてきたが、その結果を、4 月 2 日、公開草案として公表した。

経理委員会では、国際会計基準とのコンバージェンスに資することから同意するとした上で、会計方針の変更に関する一部不明瞭な箇所について意見を取り纏め、5 月 28 日、ASBJ 宛提出した。

**企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表
に伴う他の会計基準等の改正案に対するコメントについて**

2010 年 5 月 28 日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

4 月 2 日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

コンバージェンスに資することから同意したい。

但し、企業会計基準公開草案第 41 号第 10-3 項及び第 21-3 項に「当年度の期首時点においても新たな会計基準を適用することができない場合には、翌年度の期首時点で会計方針の変更を行い」とあるが、このようなケースが存在するとは考えにくい。削除しても差し支えないと思われる。また、そもそも「翌年度の期首時点で」の趣旨が理解しにくい。会計方針の変更を翌年度まで遅らせるということなのか、説明願いたい。

以 上